



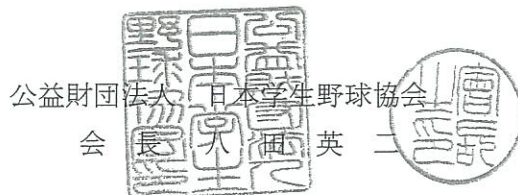
平成 29 年 2 月 27 日

公益財団法人全日本大学野球連盟

会 長 大 橋 英 五 殿

公益財団法人日本高等学校野球連盟

会 長 八 田 英 二 殿



学生野球資格回復の取り扱いの一部変更の件

日本学生野球協会では本日評議員会を開催し、以下のように学生野球資格回復の取り扱いを一部変更致しましたのでご通知致します。

1、学生野球資格回復研修特例

野球殿堂入りをした元プロ野球関係者については NPB プロ研修、学生野球資格回復研修の受講を免除する。[詳細別紙参照]

2、球団職員、トレーナー等の取り扱い

プロ野球選手、監督、コーチの経験していないプロ野球球団職員、プロ野球連盟職員、トレーナー、トレーニングコーチ等については、プロ野球球団や連盟を退職した後は学生野球資格を回復したこととする。

以 上

学生野球資格回復制度「学生野球資格回復研修特例」実施要領

1. (目的)

一般社団法人日本野球機構（以下、「NPB」という。）傘下の球団（以下、「NPB球団」という。）に所属し、学生野球資格の回復を希望する者で「研修特例対象者」（以下、「特例対象者」）に該当する者に対し、日本学生野球憲章第16条に基づく必要な研修（以下、「資格回復研修」）に代わり、「学生野球資格回復研修特例」（以下、「研修特例」）を講ずるものとする。

2. (構成)

研修特例は、「NPBプロ研修」及び「学生野球研修」の2つの研修特例によって構成され、それぞれの研修特例は、以下のプロ側3団体と学生側3団体が共同で事業にあたるものとする。

NPBプロ研修特例：NPB、公益社団法人全国野球振興会（以下、「振興会」）、
一般社団法人日本プロ野球選手会（以下、「選手会」）

学生野球研修特例：公益財団法人日本学生野球協会（以下、「学生野球協会」）、
公益財団法人全日本大学野球連盟、公益財団法人日本高等学校野球連盟

3. (対象者)

特例対象者は、以下のすべての項目に該当する者とする。

- (1) NPB球団を退団した者で、いずれのプロ野球団（プロ野球と解される団体含む）とも契約がない者
- (2) 研修特例を受けるまでに野球殿堂博物館による「野球殿堂入り表彰」を受賞している者

4. (申込手続)

研修特例の申込手続は、以下のとおりとする。

- 1) 申込者は、NPBの定める方法により、以下の書類へ提出する。

- ① 申込書
- ② 履歴書
- ③ 誓約書

- 2) 申込者は、期日までに所定の申込料金をNPBの指定する方法により支払うものとする。

申込料金は、プロ側と学生側の協議により決定する。

一旦支払われた申込料金は、これを返還しない。ただし、研修特例の実施前であって、やむを得ない事情のある場合には、この限りではない。

- 3) 第2項の手続きを完了した者を申込完了とし、管理番号と研修特例の案内書を発行する。

5. (受講料について)

研修特例の受講者から受講料は徴収しない。ただし、研修特例以外の資格回復研修受講者との平等性を保つため、研修特例受講者については受講料に相当する金額の支払い負担を求める。なお、研修特例受講者は受講料に相当する金額を野球振興に資することを目的として、公益財団法人日本野球殿堂博物館への寄付として納めるものとする。

6. (NPBプロ研修特例実施方法)

「NPBプロ研修特例」は、「NPBプロ研修」の履修課程を習得させることを目的として、教材の閲覧及び面談によって行われる。面談者は、NPB、振興会、選手会から選出された2名以上の代表者が務める。面談は、申込者との対面による方法を原則とし、申込者が相互に同意した場合において、複数人の合同による面談を行うことができる。

受付方法、実施日については、NPB、振興会、選手会の協議により決定し、「別紙1：NPBプロ研修特例実施要項」を関係団体公報及び報道機関を通じて告知する。

7. (NPBプロ研修特例履修課程)

研修特例を講じる直近の「資格回復研修」の課程に準じるものとする。

8. (NPBプロ研修特例の審査)

研修特例の修了認定を行うため、審査委員会を設けるものとする。

- 1) NPBが別に定める「NPBプロ研修実施要項」に記載の審査委員会がこれにあたる。
- 2) 審査方法は、受講者から提出された申込書、誓約書、履歴書、面談者による面談記録をもって審査を行うものとする。
- 3) 審査修了後、審査委員は所定の審査表にそれぞれ押印する。
- 4) 審査の結果、「NPBプロ研修特例」の修了が認定された者については、修了証を発行する。

9. (NPBプロ研修特例修了後の手続)

「NPBプロ研修特例」を修了した者は、学生野球協会の実施する「学生野球研修」または「学生野球研修特例」を受けることができる。学生野球協会への引継ぎについては、以下のとおりとする。

- 1) 審査委員会終了後、NPBが「NPBプロ研修特例修了者」を学生野球協会へ通知する。
- 2) 「NPBプロ研修特例」を修了した者が、「学生野球研修」または「学生野球研修特例」を受けることができる期間は、「プロ研修会特例」修了認定後、5年以内とする。

10. (学生野球研修受講資格)

特例対象者は、「プロ研修修了証」を示すことで「学生野球研修特例」を受けることができる。

11. (学生野球研修特例履修課程)

「学生野球研修特例」は、「学生野球研修」の履修課程を習得させることを目的とし、学生野球憲章及び関連する教材の読解とレポートの提出により行われる。

12. (学生野球研修特例実施方法)

学生野球研修特例を受けようとする者は、「別紙2：学生野球研修特例に関する学生野球資格回復申請レポート」に記載のレポート課題と「プロ研修修了証」を添えて学生野球協会へ提出する。

13. (学生野球研修特例の審査)

学生野球協会は、レポート課題の審査を行い、修了した認定した者に対し、「学生野球資格回復研修」修了証を発行する。

14. (学生野球資格回復の手続き)

研修特例を修了した者の学生野球資格回復に係る手続きは、学生野球協会が別に定める「学生野球資格回復に関する研修制度実施要項」に従うものとする。

以上

2017年4月1日施行

別紙 1

学生野球資格回復制度 平成 29 年度「NPB プロ研修特例」実施要項

□ 対象者

研修特例対象者は、以下のすべての項目に該当するものとする

1. NPB 球団を退団した者で、特例措置を受けるまでに退団し、いずれのプロ野球団（プロ野球と解される団体含む）とも契約がない者
2. 研修特例を受けるまでに野球殿堂博物館による「野球殿堂入り表彰」を受賞している者

□ 実施方法

教材の閲覧のほか、面談者による履修内容の解説及び重要事項の説明を行う。

面談日は、申込者との調整により決定する。面談を行う場所は、公益財団法人日本野球殿堂博物館を基本とし、本会場の利用が困難な場合について、面談者と申込者との調整により決定する。

□ 申込方法

「申込書」「履歴書」「誓約書」を NPB の定める方法により提出する

□ 履修課程

履修課程は以下のとおりとする

1. 履修内容：
 - ① 学生野球とプロ野球の関係～プロ・アマの歴史・経緯
 - ② 新人獲得ルール
 - ③ 高校生のからだの特性とケガ予防
 - ④ 指導者の役割
 - ⑤ 学生野球資格回復に係る手続き

□ 審査

審査委員会により修了が認定された者に修了証を発行し、併せて学生野球協会に「学生野球研修」または「学生野球研修特例」を受けることができる者として、修了者を通達する

2017 年 4 月 1 日
一般社団法人日本野球機構

学生野球資格回復制度 平成 29 年度「学生野球研修特例」実施要項

□ 対象者

研修特例対象者は、以下のすべての項目に該当するものとする

1. NPB 球団を退団した者で、特例措置を受けるまでに退団し、いずれのプロ野球団（プロ野球と解される団体含む）とも契約がない者
2. 研修特例を受けるまでに野球殿堂博物館による「野球殿堂入り表彰」を受賞している者
3. 「NPB プロ研修」または「NPB プロ研修特例」を修了して 5 年未満の者

□ 実施方法

学生野球資格に関係する教材を一読し、下記に示すレポート課題に申込書と「NPB プロ研修修了証」の写しを添えて学生野球協会に提出する。

□ 審査

学生野球協会により、修了が認定された者に修了証を発行し、「適性認定申請」等、学生野球資格回復に必要な手続きを案内する

《学生野球研修特例に関する学生野球資格回復申請レポート課題》

元プロ野球関係者で、野球殿堂入り表彰者が、学生野球資格回復を希望するときは、特例として日本学生野球協会が定めた 2 日間の研修会受講を免除し、以下のレポートを作成の上、日本学生野球協会に申請すること。日本学生野球協会では、提出されたレポートを審査の上、学生野球資格の認定を行う。

[野球殿堂入り表彰者に対するレポート課題]

1. 日本学生野球憲章とその解説文を読んだ感想を記述してください。
2. 学生野球で、当該校の教職員以外が指導者となる場合、いわゆる外部指導者としての位置づけになります。別に配布した「学生野球資格回復のための研修資料集」で学校管理下の活動の要件や外部指導者として基本的な役割が記載されています。
外部指導者として留意すべきことを記述してください。
3. プロ野球と学生野球の間では実に長い間、不幸な関係が続きました。近年ようやく、双方の努力と歩み寄りにより、関係改善が図られてきました。
今後、プロ野球と学生野球が健全な関係を維持するために双方が留意すべき大切なことを記述してください。
 - 1) プロ野球側が留意すべき事項
 - 2) 学生野球側が留意すべき事項

2017 年 4 月 1 日

公益財団法人日本学生野球協会